

事例報告

平成31年3月20日

【担当者】 沖

【テーマ】

成年被後見人の確定申告

【ポイント】

- ・ その年の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下、かつ、公的年金等以外の所得金額（給与や個人年金）などが20万円以下でない場合は確定申告が必要。
- ・ 提出先は本人の住所地を管轄する税務署
- ・ 住所、氏名は、本人と成年後見人のものを連記する。押印は成年後見人の職印でOK。
- ・ 所得税法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は特別障害者とされ、40万円の障害者控除が認められている。そして、国税庁の見解では、家庭裁判所が成年被後見人として認めた者は特別障害者に該当するとされている。したがって、障害者控除のために確定申告を行うメリットあり。
- ・ 管轄の税務署に「納税管理人」の届出を行っておくと、税務署からの通知や連絡が成年後見人宛に届くようになる。

以上